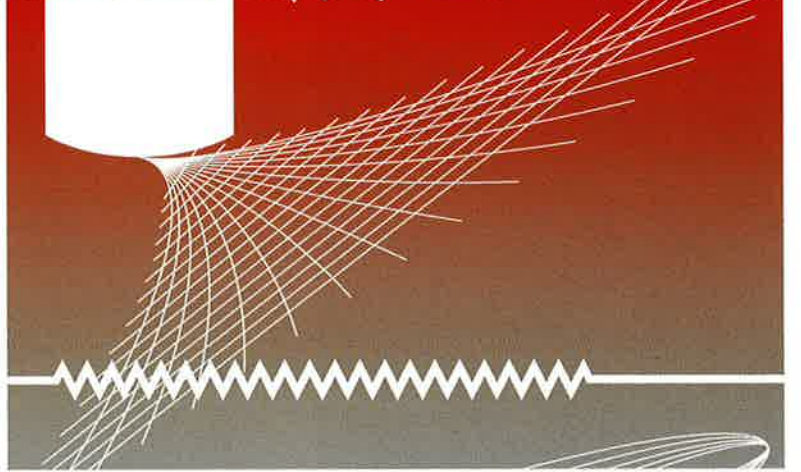


JNLA 札幌試験センター

工業標準化法登録試験事業者
コンクリート、セメント等無機系材料強度試験区分



JNLA (試験事業者登録) 制度とは

- ▶ 工業標準化法試験事業者登録制度をいいます。
- ▶ 工業標準化法第57条の定めによって、試験事業者がJISの試験を適切に実施する能力があるかどうかを国が査定し、登録する制度です。
- ▶ 審査登録機関……工業標準化法第69条の3に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が審査登録を行っています。
- ▶ 登録基準……法第57条及びISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) に基づいて行われる。
- ▶ 審査内容……ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) に基づいて、信頼性のあるデータを提供するのに必要な事項(組織及び経営、品質システム、職員、施設設備環境、測定トレーサビリティ、試験方法の管理及び現地審査や技能試験等)によって審査され登録されます。

※登録された試験事業者は、工業標準化法第58条の定めにより登録された範囲の試験を行った場合、報告書に特別に定められた(JNLA)の「標章」が表示することが出来ます。

(独)製品評価技術基盤機構

JNLA試験事業者



050195JP

は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章です。
弊社は、コンクリート・セメント等無機系材料強度試験の
登録事業者で、050195JPは登録番号です。

